健 全 化 判 断 比 率

令和７年度

地方公共団体の財政健全化に関する法律の算定結果

令和８年９月

日野市　企画部　財政課

健 全 化 判 断 比 率

（目　次）

（１）地方公共団体の財政健全化に関する法律について　１

（２）健全化判断比率等について　２

（３）令和７年度決算に基づく健全化判断比率の状況 ～総括～　３

（４）日野市の健全化判断比率の推移　４

（５）各指標の解説
　① 実質赤字比率　６
　② 連結実質赤字比率　８
　③ 実質公債費比率　１０
　④ 将来負担比率　１２
　⑤ 資金不足比率　１４

（１）地方公共団体の財政健全化に関する法律について

○　平成１９年６月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、財政健全化法）が成立し、平成２１年４月から全面施行されました。
○　旧法は昭和３０年の法律であり、５２年ぶりの改正でした。
○　これまでの制度（旧法）の課題を踏まえて、地方公共団体が「財政破たん」した場合の対応から、それを予防するための仕組みを設けたことなどが大きな特徴です。

○　旧法との相違点から見た財政健全化法の特徴

①　早期是正の仕組み

地方公共団体は住民の暮らしを担っており、住民生活に重大な影響を与える「財政破たん」を招くようなことがあってはなりません。
財政が破たんする前に、それをどうのように避けるかの予防措置が設けられました。

②　対象となる会計範囲の拡大

地方公共団体の会計には、一般会計のほかに複数の特別会計があり、組織も一部事務組合や公社・第三セクターなどがあります。
親会社（一般会計）だけでなく、関連会社（特別会計など）を含めた財政の全体像を見るようになりました。

③　財政状況を判断する方法

地方公共団体の借金は収入であり、借金をすれば収入が増える場合があります。しかし、収入が増えても将来の借金の返済が増えるため、過大な将来負担を招く恐れもあります。
このため、単年度の現金収支（フロー）だけではなく、ストック（負債等）の状況も見るようになりました。

④　情報開示

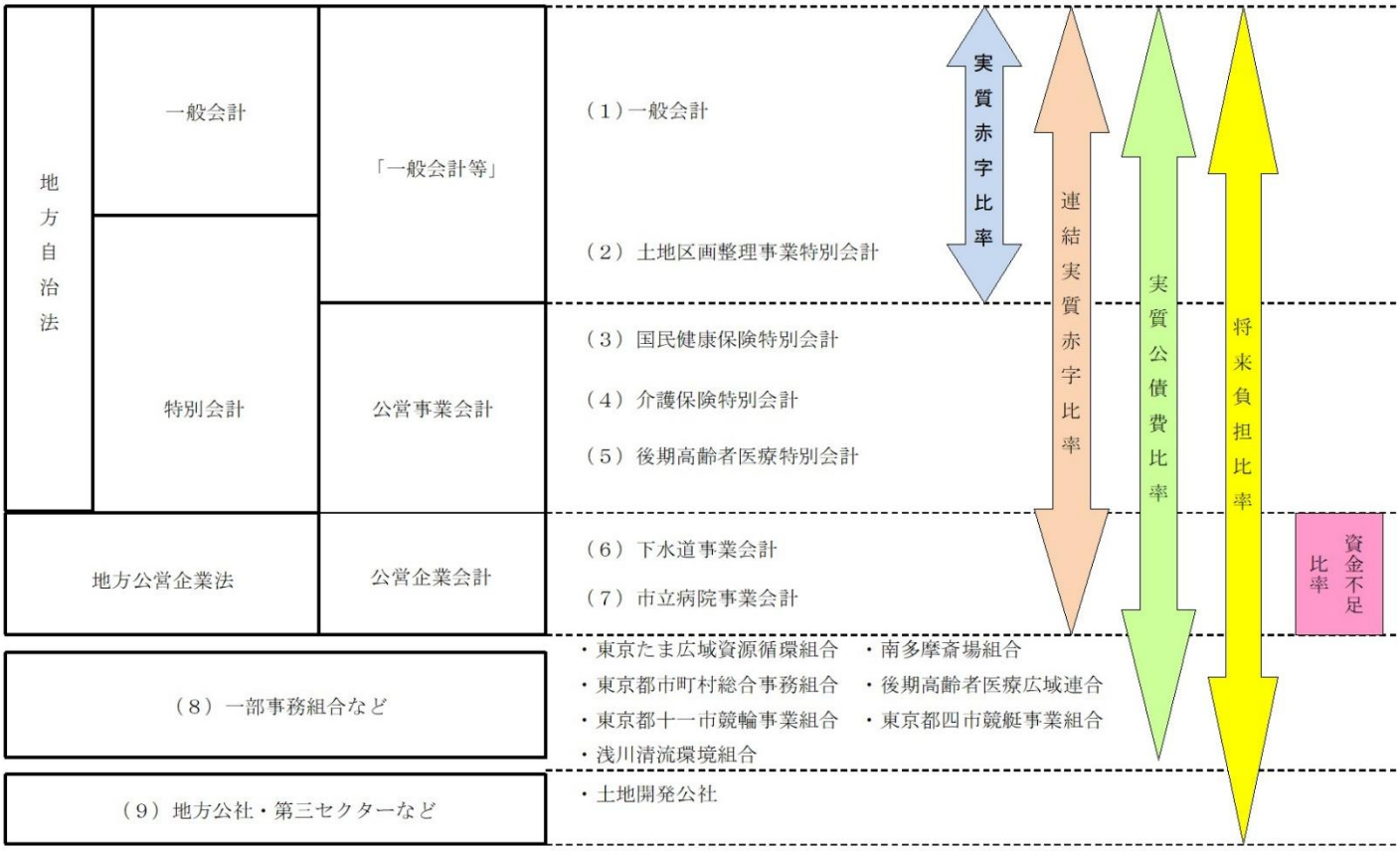
分かりやすい財政情報の開示や正確性を担保する手段が不十分だったため、監査委員の審査や議会への報告、住民への公表が義務付けられました。

（２）健全化判断比率等について

○　財政健全化法は、地方公共団体の財政が破たんする前に、早期の是正措置を行うことを目的にしています。

○　このため、４つの健全化判断比率を算定して、早期健全化基準（イエローカードに例えられます）、財政再生基準（レッドカードに例えられます）に達した場合は、是正に向けた計画を作成することが義務付けられています。

○　４つの健全化判断比率と対象となる会計の範囲は、以下のとおりです。



（３）令和７年度決算に基づく健全化判断比率の状況 ～総括～

○　令和 7 年度決算に基づく「健全化判断比率」は、４つの指標すべてが健全段階にあります。

○　公営企業の「資金不足比率」は下水道事業会計と病院事業会計でそれぞれ計算されており、算定されていません。

※　表中の「－」（バー表示）は、対象の指標が算定されない場合に記載しています。

健全化判断比率

（単位：%）

区　分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
日野市算定数値	**－ （▲5.95）**	**－ （▲11.88）**	**0.8**	**－ （0.0）**
早期健全化基準※1	11.46	16.46	25.0	350.0
財政再生基準※2	20.00	30.00	35.0	

※１　地方公共団体の自主的な改善努力による健全化の段階です。
健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上になると、財政健全化計画を策定しなければなりません。

※２　国などの関与による確実な財政再生の段階です。
健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定しなければなりません。

資金不足比率

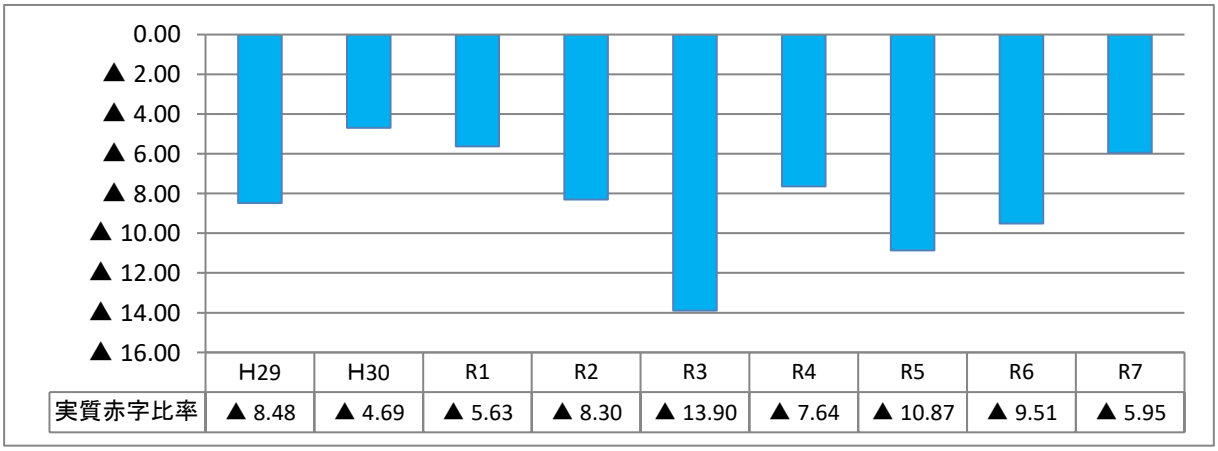
区　分	特別会計の名称	資金不足比率（%）	事業の規模（千円）
日野市算定数値	**下水道事業会計**	**－**	**2,381,677 千円**
	市立病院事業会計	**－**	**6,534,251 千円**
経営健全化基準※3		20.00	

※３　資金不足比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化計画を策定しなければなりません。

（４）日野市の健全化判断比率の推移

①　実質赤字比率

（一般会計等における赤字の深刻さ）　　（単位：％）

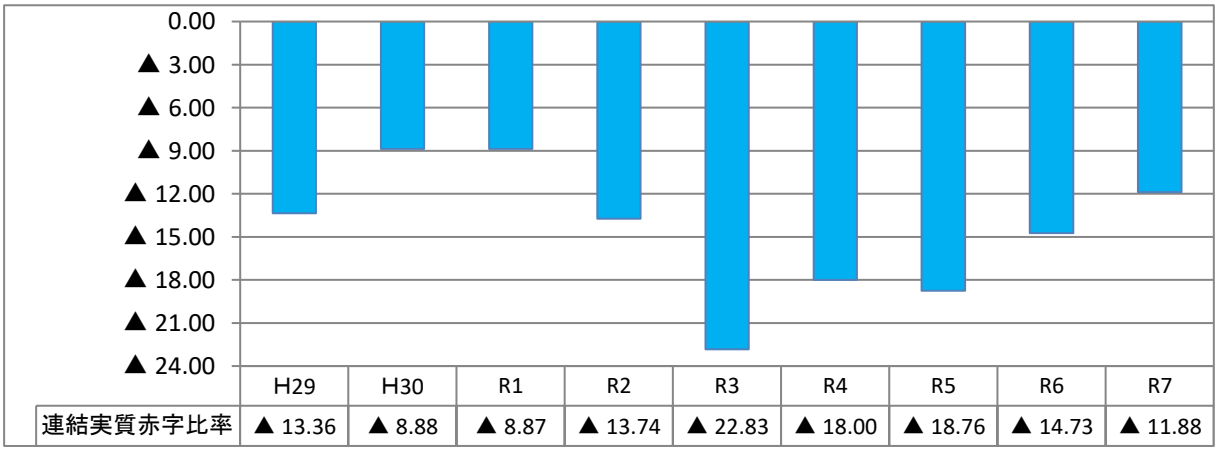


	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実質赤字比率	▲ 8.48	▲ 4.69	▲ 5.63	▲ 8.30	▲ 13.90	▲ 7.64	▲ 10.87	▲ 9.51	▲ 5.95

○　これまでは実質赤字はありません。令和３年度の一般会計の決算上剰余額が例年に比べ突出して多かったことより、令和３年度の比率は大幅に下がりましたが、令和４年度以降はほぼ同水準で移行しています。

②　連結実質赤字比率

（全会計（市全体）における赤字の深刻さ）　　（単位：％）

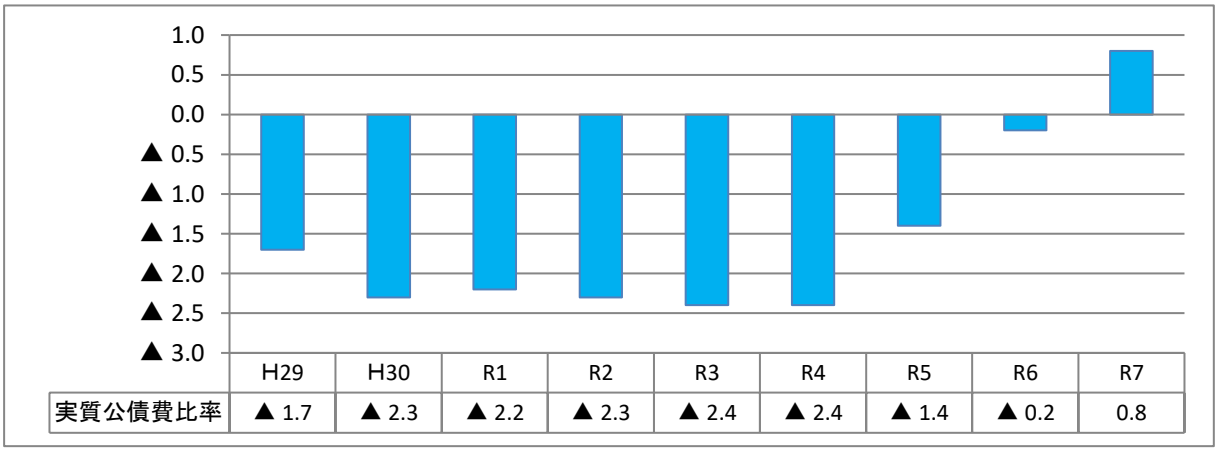


	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
連結実質赤字比率	▲ 13.36	▲ 8.88	▲ 8.87	▲ 13.74	▲ 22.83	▲ 18.00	▲ 18.76	▲ 14.73	▲ 11.88

○　これまでは実質赤字はありません。実質赤字比率と同様、令和３年度の比率は大幅に下がりましたが、令和４年度以降はほぼ同水準で移行しています。

③ 実質公債費比率

（現在における借金返済額の負担の大きさ）　（単位：%）

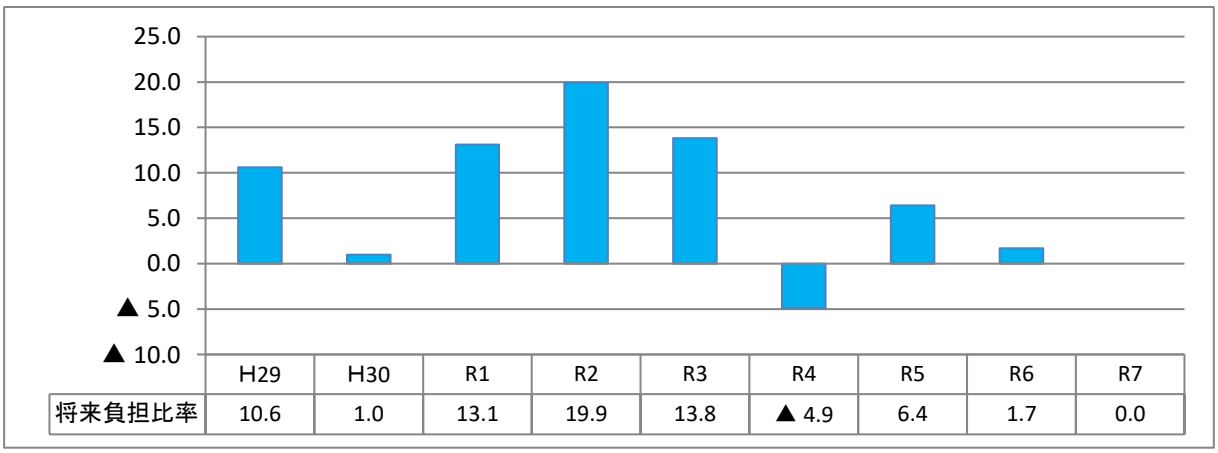


	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実質公債費比率	▲ 1.7	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 2.3	▲ 2.4	▲ 2.4	▲ 1.4	▲ 0.2	0.8

○　借金自体は減っておりますが、特定財源や交付税の基準財政需要額算入公債費等の額が減ったことなどから増加しました。

④ 将来負担比率

（今後返済すべき借金の負担の大きさ）　（単位：%）



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
将来負担比率	10.6	1.0	13.1	19.9	13.8	▲ 4.9	6.4	1.7	0.0

○　令和元年度から令和２年度にかけて、一般会計及び浅川清流環境組合における地方債の新規発行の増などから大きく比率が増加しました。

○　令和３年度から令和７年度にかけて、新規発行地方債の減、下水道事業債の償還の進捗から将来負担額は減少傾向にあります。

（５）各指標の解説

① 実質赤字比率

○　指標の意味

・一般会計等を対象にした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表します。
・実質赤字額を標準財政規模と比較することで、赤字の深刻度合いを把握します。
・フロー指標であり、翌年度の税収等が決算年度と同様であれば、その何％を実質赤字額の補てんに回さなくてはならないかを示しています。
・この比率が高くなると、翌年度において歳入増や歳出減しても赤字を解消することが困難になります。

○　家計に例えると

・世帯の年収から支出を引いて赤字額（黒字額）を計算し、世帯の赤字が世帯の年収に対してどのくらいの割合であったかを表します。
・簡略的な計算式で表すと
▲（年収－支出）÷年収×１００（％）となります。
・赤字の場合は正の数、逆に黒字の場合は負の数で表します。

・年収６００万円の世帯で６３０万円の支出の場合（３０万円の赤字）
・実質赤字比率は５．００％となります。

世帯の年収 ①	世帯の支出 ②	世帯の収支 ③＝①－②	実質赤字比率 ④＝▲③／①
６００万円	６３０万円	▲３０万円	５．００％

・年収６００万円の世帯で５５０万円の支出の場合（５０万円の黒字）
・実質赤字比率は、赤字が発生しておらず黒字のため「－」（バー表示）となりますが、▲８．３３％（黒字の８．３３％）と表すことがあります。

世帯の年収 ①	世帯の支出 ②	世帯の収支 ③＝①－②	実質赤字比率 ④＝▲③／①
６００万円	５５０万円	５０万円	－（▲８．３３％）

○　日野市の算定結果

（実質赤字比率の計算式）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{①一般会計等の実質赤字額}}{\text{②標準財政規模}}$$

①　一般会計等の実質赤字額

一般会計等とは日野市の場合、一般会計と土地区画整理事業特別会計が該当します。

実質赤字額とは単純な歳入と歳出の差引額から、翌年度に繰り越した事業の財源としてとっておくための繰越明許費繰越額などを除いた実質収支額が基本になります。

②　標準財政規模

標準財政規模とは、市税（目的税を除く）、地方譲与税、都税交付金、普通交付税などの一般財源ベースで地方公共団体の標準的な財政規模（税収等の大きさ）を示す財政指標です。

普通交付税の基準財政収入額をベースにしているため、実際の日野市の税収等の予算額・決算額とは異なりますが、全国同じルールで求めています。

健全化判断比率をはじめ様々な財政指標の算出に用いられています。

（実質赤字比率の算定結果）

○　実質赤字額は生じておらず、判断比率は「－」（バー表示）となり、早期健全化基準（11.46%）を下回っています。

○　標準財政規模に対して、5.95%の黒字額となっています。

一般会計等の実質赤字額 ①	標準財政規模 ②	**実質赤字比率 ③＝①／②**
▲2,371,346 千円（黒字）	39,825,626 千円	**「－」（▲5.95%（黒字））**

①の内訳

一般会計の実質赤字額	土地区画整理事業特別会計の実質赤字額
▲2,271,286 千円（黒字）	▲100,060 千円（黒字）

② 連結実質赤字比率

○　指標の意味

・全会計を対象にした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率を表します。
・全会計の赤字・黒字の要素を合算して標準財政規模と比較することで、市全体として見た収支における赤字の深刻度合いを把握します。

○　家計に例えると

・生計をともにする親子２世帯で、親子それぞれの世帯の年収から支出を差し引いて、親子それぞれの収支を合計します。
・２世帯合計の収支で赤字額（黒字額）を計算し、親子世帯全体の赤字が親世帯の年収に対してどのくらいの割合であったかを表します。
・簡略的な計算式で表すと
{▲（親世帯の年収－親世帯の支出）＋▲（子世帯の年収－子世帯の支出）}÷親世帯の年収×１００（％）となります。
・赤字の場合は正の数、逆に黒字の場合は負の数で表します。

・親世帯の年収が６００万円で支出が５８０万円、子世帯の年収が５００万円で支出が５４０万円の場合（親子世帯全体では２０万円の赤字）
・連結実質赤字比率は３．３３％となります。

親世帯の年収 ①	親世帯の支出 ②	親世帯の収支 ③＝①－②
６００万円	５８０万円	２０万円

子世帯の年収 ④	子世帯の支出 ⑤	子世帯の収支 ⑥＝④－⑤
５００万円	５４０万円	▲４０万円

親子世帯全体の 収支 ⑦＝③＋⑥	連結実質 赤字比率 ⑧＝▲⑦／①
▲２０万円	３．３３％

○　日野市の算定結果

（連結実質赤字比率の計算式）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{①連結実質赤字額}}{\text{②標準財政規模}}$$

①　連結実質赤字額

会計によって予算決算の会計方式が異なっているため、次のとおり計算します。

連結実質赤字額　＝　全会計の赤字要因　－　全会計の黒字要因

赤字要因：公営企業以外の実質赤字額＋公営企業の資金不足額

黒字要因：公営企業以外の実質黒字額＋公営企業の資金剰余額

（連結実質赤字比率の算定結果）

○　連結実質赤字額は生じておらず、判断比率は「－」（バー表示）となり、早期健全化基準（16.46%）を下回っています。

○　標準財政規模に対して、11.88%の黒字額となっています。

連結実質赤字額 ①	標準財政規模 ②	**連結実質赤字比率 ③＝①／②**
▲4,733,801 千円（黒字）	39,825,626　千円	**「－」（▲11.88%（黒字））**

①の内訳

一般会計等の実質赤字額	国民健康保険特別会計の 実質赤字額	介護保険特別会計の 実質赤字額
▲2,371,346 千円（黒字）	▲130,236 千円（黒字）	▲197,470 千円（黒字）

後期高齢者医療特別会計の 実質赤字額	下水道事業会計の 資金不足額	市立病院事業会計の 資金不足額
▲51,347 千円（黒字）	▲1,375,375 円（黒字）	▲608,027 千円（黒字）

③ 実質公債費比率

○　指標の意味

・市全体の公債費（借金の返済・元利償還金）と市が加入する一部事務組合の公債費のための負担金など、実質的な借金返済額の標準財政規模に対する比率の３ヵ年平均です。
・実質赤字比率や連結実質赤字比率と同様にフロー指標で、決算年度の税収等のうちどのくらいの割合が借金返済等に使われているかを表しています。
・この比率が高くなるということは、税収等が借金返済等に使われる割合が高くなってしまい財政の弾力性が低下することを意味します。

○　家計に例えると

・生計をともにする親子２世帯で、親世帯が賃貸住宅経営を行っていて賃貸住宅の建設ローンを返済し、子世帯が自動車ローンを返済している場合、これらのローンの返済が親世帯の年収に対してどのくらいの割合であったかを表します。
・簡略的な計算式で表すと
｛（賃貸住宅建設ローンの返済額＋自動車ローンの返済額）－賃貸住宅の家賃収入｝÷親世帯の年収×１００（％）となります。

・親世帯の年収が７００万円（家賃収入１２０万円を含む）で賃貸住宅建設ローンの返済額が１００万円、自動車ローンの返済額が３０万円の場合
・実質公債費比率は１．７％となります。

親世帯の年収 ①	賃貸住宅建設ローンの返済額 ②	自動車ローンの返済額 ③	家賃収入 ④
７００万円	１００万円	３０万円	１２０万円

実質的なローン返済の負担額 ⑤＝②＋③－④	家賃収入を除く親世帯の年収 ⑥＝①－④	実質公債費比率 ⑦＝⑤／⑥
１０万円	５８０万円	１．７％

○　日野市の算定結果

令和７年度実質公債費比率（単年度）の計算式

$$\text{実質公債費比率（単年度）} = \frac{\left[\text{①地方債の元利償還金 3,312,403 千円} + \text{②準元利償還金 1,203,086 千円}\right] - \left[\text{③特定財源 1,199,319 千円} + \text{④元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税の基準財政需要額算入額 2,700,884 千円}\right]}{\text{⑤標準財政規模 39,825,626 千円} - \text{④元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税の基準財政需要額算入額 2,700,884 千円}} = 1.65735$$

②　準元利償還金

企業会計（下水道・病院）や一部事務組合など一般会計等以外で行った借金の元利償還金に対する負担金、債務負担行為に基づく支出のうちＰＦＩの施設費支払分など元利償還金に準じるものなど

③　特定財源

目的税や使用料等の特定財源で元利償還金の財源に充てられるもの

④　元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税の基準財政需要額算入額

地方交付税法の規定により普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額（地方公共団体の負担とならないという考え方から、分子・分母の両方から控除する）

実質公債費比率の計算式

$$\left[\text{令和 5 年度比率 0.34036\%} + \text{令和 6 年度比率 0.62606\%} + \text{令和 7 年度比率 1.65735\%}\right] \div 3 = \text{実質公債費比率 0.8\%}$$

（実質公債費比率の算定結果）

○　実質公債費比率は 0.8%となり、早期健全化基準（25.00%）を下回っています。

④ 将来負担比率

○　指標の意味

・将来負担する必要のある実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
・これまでの３つの指標と異なるストック指標で、将来負担する必要のある実質的な負債を解消するためにすべての税収等を使った場合、何年分の税収等が必要かを表わしています。
・この比率が高くなるということは、市の税収等の規模に比べて将来負担額が大きいということであり、今後、実質公債費比率が増大するなど行財政運営に影響する可能性が高くなります。

○　家計に例えると

・生計をともにする親子２世帯で、親世帯が賃貸住宅経営を行っていて賃貸住宅の建設ローンを返済し、子世帯が自動車ローンを返済している場合、借金の今後の返済見込額と貯金および家賃の今後の収入見込額の差額が、親の年収に対してどのくらいの割合であったかを表します。
・簡略的な計算式で表すと
｛（賃貸住宅建設ローンの返済残高＋自動車ローンの返済残高）－（貯金の残高＋将来の家賃収入見込額）｝÷親世帯の年収×１００（％）となります。
・親世帯の年収が７００万円（家賃収入１２０万円を含む）で賃貸住宅建設ローン返済残高が２，５００万円、自動車ローン返済残高が３００万円、貯金残高が１００万円、将来の家賃収入見込額が２，６００万円の場合
・将来負担比率は１７．２％となります。

親世帯の年収 ①	賃貸住宅建設ローン返済残高②	自動車ローン返済残高 ③	家賃収入 ④
７００万円	２，５００万円	３００万円	１２０万円

貯金残高 ⑤	将来の家賃収入見込額⑥	負債 ⑦＝②＋③	資産 ⑧＝⑤＋⑥
１００万円	２，６００万円	２，８００万円	２，７００万円

家賃収入を除く親世帯の年収 ⑨＝①－④	将来負担比率 ⑩＝（⑦－⑧）／⑨
５８０万円	１７．２％

○　日野市の算定結果

（将来負担比率の計算式）

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - (\text{②充当可能基金額} + \text{③特定財源見込額} + \text{④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{⑤標準財政規模} - \text{⑥算入公債費等の額}}$$

① 将来負担額

一般会計等の地方債現在高、企業会計（下水道・病院）や一部事務組合など一般会計等以外で行った借金の元金償還に充てる負担見込額、職員の退職金支給予定額、第三セクターの負債など

② 充当可能基金額

将来負担額に充てることができる基金（市の貯金）

③ 特定財源見込額

将来負担額に充てることができる目的税や使用料等の特定財源

④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

地方交付税法の規定により、将来負担額にかかる経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

⑥ 算入公債費等の額

令和７年度に基準財政需要額に算入された額

（将来負担比率の算定結果）

○　将来負担比率は 0.0%となり、早期健全化基準（350.0%）を下回っています。

将来負担額 ①	充当可能基金額 ②	特定財源見込額 ③
52,987,024 千円	18,369,561 千円	11,055,091 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額④	標準財政規模 ⑤	算入公債費等の額 ⑥
23,576,737 千円	39,825,626 千円	2,700,884 千円

分子 ⑦＝①－②－③－④	分母 ⑧＝⑤－⑥	**将来負担比率** **⑨＝⑦／⑧**
▲14,365 千円	37,124,742 千円	**0.0%**

⑤ 資金不足比率

○　指標の意味

・公営企業ごとの資金の不足額を事業の規模に対する比率で表します。
・公営企業の経営状況を表しますが、この比率が高くなると企業の事業規模に比べて累積した資金不足が生じており、その解消が困難な状況になります。

○　家計に例えると

・賃貸住宅経営を行っている場合、収入と必要経費を比べて、どのくらい収入が不足しているかを表します。
・簡略的な計算式で表すと
（家賃収入－必要経費）÷家賃収入×１００（％）となります。
・家賃収入が４００万円、修理などの必要経費が５００万円の場合
・資金不足比率は２５．００％となります。
・赤字の場合は正の数、逆に黒字の場合は負の数で表します。

家賃収入 ①	必要経費 ②	資金不足額 ③＝①－②	資金不足比率 ④＝▲③／①
４００万円	５００万円	▲１００万円	２５．００％

○　日野市の算定結果

（資金不足比率の計算式）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{①資金の不足額}}{\text{②事業の規模}}$$

① 資金の不足額

地方公営企業法の適用企業か非適用企業かによって異なります。

日野市では、法適用：市立病院事業、下水道事業

法適用企業：　（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

② 事業の規模

法適用企業：　営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

（資金不足比率の算定結果）

○　下水道事業、市立病院事業ともに資金不足額が生じておらず、判断比率は「－」（バー表示）となり、ともに経営健全化基準（20.00%）を下回っています。

下水道事業

資金の不足額 ①	事業の規模 ②	**資金不足比率** **③＝①／②**
▲1,375,375 千円（黒字）	2,381,677 千円	**「－」（資金不足額無のため）**

市立病院事業

資金の不足額 ①	事業の規模 ②	**資金不足比率** **③＝①／②**
▲608,027 千円（黒字）	6,534,251 千円	**「－」（資金不足額無のため）**